

第14回 官業民営化等WG 議事録（農林水産省ヒアリング）

1. 日時：平成16年10月22日（金）13:00～14:00
2. 場所：永田町合同庁舎1階第4会議室
3. 項目： 品種登録
農薬の登録
肥料の銘柄登録
4. 出席： 規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、福井専門委員
農林水産省
品種登録
生産局 種苗課 審査室長 永田 明（以下「永田審査室長」という）
種苗課 課長補佐 宮本 亮
（以下「宮本種苗課課長補佐」という）
農薬の登録、 肥料の銘柄登録
消費・安全局 農産安全管理課長 細田 久
（以下「細田農産安全管理課長」という）
農産安全管理課 農薬対策室 課長補佐 小倉 一雄
（以下「小倉課長補佐」という）

福井専門委員 それでは、お忙しい中ありがとうございました。最初に、御説明を7、8分目途でいただきまして、その後質疑とさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

永田審査室長 それでは、種苗課の審査室長ですけれども、今日は種苗課長が、外国で重要な会議がございまして、国内におりませんので、私が代わりに御説明させていただきます。

まず、品種登録について、包括的な民間開放を可能とすることで、低コスト化を図るべきではないかということについての御回答でございます。

品種登録に関する業務は、出願された品種につきまして、他の者の利用を排除する強力な排他的独占権である育成者権を付与するものでございまして、厳格な公正性及び中立性が求められております。したがって、いろいろ御議論があることは承知しておりますけれども、公正性及び中立性の確保される国の機関において事務を行うことが適当であるというふうに、私どもとしては考えておるところでございます。

とは申しまして、まさに御指摘のとおり、効率化・低コスト化に向けた努力というのは絶えず行われるべきだと、これは当然のことと考えておりまして、私どもの品種登録業務におきまして、今まで精一杯努力してきたところでございます。

具体的に申し上げますと、平成12年度には出願件数が942件ございました。これが、平成15年には約四割増えまして、1,280件となりましたけれども、私どもはデータベースなどの情報システムを

整備したり、あるいは審査官が審査をする植物の専門化を図ったり、いろいろと業務の効率化を行いまして、その結果、この間審査官の数は据え置いたままで対応してきておるところでございます。

また、審査に係る期間は、大変問題でございますけれども、平成12年度には3.9年、約四年かかっていたわけですが、平成15年度にはこれを約一年短くして3.1年というふうに短縮をさせてきているところでございます。

農林水産省といたしましては、更に引き続き各段階における効率化、それから審査期間の短縮を推進するとともに、育成者権保護のために一貫した適正な制度の運用を行いまして、育成者権者に対する利便性を一層向上させることなどによりまして、植物品種の育成の振興を通じて、我が国の農業の発展に貢献してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、2つ目の御質問でございます。品種登録に係る栽培試験の民間開放につきまして、守秘義務、あるいは中立性の保持義務、これを法令で義務づけるということで、中立性・公平性が担保されるので問題ないとする。ということについての御回答でございます。

品種登録に係る栽培試験は、育成者権の付与等の農林水産大臣の処分の前提として実施されておりました。その結果が品種登録の可否の判断に影響を及ぼすものでございます。そういうことで、高度の守秘義務や中立性・公正性が認められる事務・事業と位置づけられておりますので、法律に基づいて独立行政法人種苗管理センターが実施しているところでございます。

仮に、相当の守秘義務、それから中立性の保持義務を法令によって課した上で、民間企業に栽培試験を実施させるとした場合、その当該民間企業が出願者にとって極めて重要な営業秘密である当該品種そのものや、当該品者に係る情報、例えば、育成の方法とか、栽培の方法とか、あるいは育種資源、親品種等、こういうものを第三者に漏洩した場合には、出願者が極めて重大な損害を受けるおそれがございます。これは、私どもが想像している以上に育成者の方々は非常に心配しているところでございます。

その場合、責任を巡って混乱が生じる。例えば、裁判になれば大変労力がかかったり、お金なり人、時間がかかるということをお心配されておられます。そういうことで、もしそういうことになれば、若干育成者の方々も品種の出願そのものに消極的になってしまうおそれもあると考えられまして、品種登録制度の存在自体を揺るがすおそれもあるということで、現実的には民間に栽培試験をゆだねることは困難ではないかと考えております。

また、栽培試験は、出願品種を実際に栽培して、対照品種と比較しながら、特性を調査するという技術的専門性が高いものでございます。それなりの補助なり、温室なり、施設なり、そういうものが必要だということでございまして、仮に民間ということになれば、その栽培試験の技術的能力なり、施設なり、その人間を持っている民間企業は、実際には相当限られているということで、例えば、新品種の開発を行う種苗会社等に限定されてしまうのではないかと考えられます。

しかしながら、新品種の出願者と、今、申し上げた栽培試験を行う能力を持っている種苗会社というのは、まさに新品種の開発では販売を巡っての競争相手そのものでございまして、利益相反の立場にあります。ということで、実際にはこのような民間企業に栽培試験を行わせるということは、現実的には困難ではないかと考えております。

なお、特定独立行政法人種苗管理センターという、国の機関が栽培試験を行うことによって得られる、品種登録制度に対する出願者、育成者の信頼感・安心感というものは、仮に民間企業に法律で、守秘義務や中立性の保持義務を課したとしても、なかなか現実的には代替することは困難ではないかと考えております。

以上でございます。

福井専門委員 ありがとうございます。それでは、質疑とさせていただきたいと思います。

先般もお尋ねした件ですが、海外の事例は、すべて公務員だという御理解ですか。

永田審査室長 私どもが承知している範囲では、基本的に国が関係する機関でやっているというふうに承知しております。

福井専門委員 前回は議論になったのは御存じですか。

永田審査室長 はい。

福井専門委員 法令の建前上、学校その他適当と認めるというのがあって、必ずしも公務員を前提にしているんですが、それについてモデル的な国では、どうなっているのか。永田審査室長 前回は課長申し上げたかと思いますが、特に私どもの種苗法というのは、モデルにしている国というのはなくて、あくでもUPOV条約に従ってやっております。逆の意味でモデルにならない例としては、例えば、アメリカの場合は植物特許という別の仕組みでやっておりますので、ちょっとそこは違っておりますが、UPOV条約が大部分をカバーしているヨーロッパの国々においては、ほぼ私ども同じ仕組みを取っているというふうに理解しております。

福井専門委員 そうしますと、立法意図としての学校その他適当と認めるものというのは、具体的には何を想定しているんですか。

永田審査室長 当時のことですが、

福井専門委員 現行法の解釈として、やはり概念がないとまずいわけですね。

永田審査室長 学校ということですから。

福井専門委員 だから、国公立だけではなくて私立学校を含みますね。

永田審査室長 ただ、私どもの関係で言いますと、農学部、特に園芸とか、そういうことになってくるとは思います。実は私立大学というのはほとんどないですね。あっても育種とか、そういう品種に関する研究をされているところはほとんどないんです。だから、当時そういうことを想定していたか。

福井専門委員 それは、実態の話ですが、法令解釈としては、この学校は別に官立学校だけではないですね。

永田審査室長 そうですね。そこは否定できないとは思いますが、ただ実際の運用としては、

福井専門委員 そうすると、その他適当と認めるものというのは、学校以外だと、どういうところが想定されるのでしょうか。

行政機関と学校と適当と認めるものと3つあるわけですから、行政機関以外を明らかに想定しているわけです。

宮本課長補佐 それは、条文の解釈としては、適当と認める者の代表として、学校ですとか行政機

関を掲げているわけです。

福井専門委員 そんなことはわかっているんです。要するに、行政機関以外の例示があるということですから、行政機関という人格でない人を想定しているわけです。そこが概念上何でしょうかということなんですけれどもね。

永田審査室長 学校、大学等を想定しているものと考えられますが。

福井専門委員 そうではなくて、端的に言えば民間研究機関しかあり得ないんじゃないですか。

永田審査室長 民間研究所というのは。

福井専門委員 行政機関、学校以外ですね。その他品種についての知見を持ったところという、要するに、行政機関でもなく、国公・私立を含む学校でもなくということになると、あとは民間主体の研究知見を持っているところということにならざるを得ないのではないですか。

永田審査室長 さっき申し上げたように、民間で実際品種に関する知見を持っているところは、種苗会社ぐらいしか実際に考えられないですね。

福井専門委員 種苗会社のコンサルティングを行うような、この種の品種改良についてのシンクタンクとかもあり得るわけですね。

永田審査室長 理論上はあり得ると思いますけれども、現実には。

福井専門委員 例えば、種苗と言いますか、こういう品種の技術に関してお詳しい弁理士事務所とか、あり得るようにも思いますが、そういうことを想定しているのではないですか。

永田審査室長 余り聞いたことがないですが。

福井専門委員 実態の話ではなくて、立法意図なんですけれどもね。そうすると、おっしゃる御趣旨は、ある意味でこれは前回と同じようなことをまた繰り返さないといけないので残念なんです、前回、要するにこういう条文もあるんだから、立法意図を探求して、であれば当時想定していた民間機関があるはずなんだから、その想定に合うような民間機関であれば、少なくとも現行法を変えることすらせずに運用上できることですし、それがもし当時と事情が変わっていて、今ならもう少し広げられるということであれば、当会議で一貫して申し上げているように、もっと包括的な民間委託が可能ではないかということですから、現にある立法で認めていることまで否定するようなことは、やはり議論が生産的でないのでやめていただければと思います。

永田審査室長 確かに、法律に書いてあるわけですが、ただ申し上げているように、現実にそういう民間の機関というのは、私ども想像する限りないという。

福井専門委員 先ほど来の御心配ですが、利害当事者、競争相手になるような種苗会社がふさわしくないというのは、ある意味当たり前のことで、そういうところにやらせるということを我々も言っているのではない。勿論どういう立場の人がというのは、現実の想定も考えないといけませんが、少なくとも立法でこうやって書いてある以上はいろいろあり得るわけです。

そうすると、そのあり得る範囲で公正性なりが担保できるような主体として、想定できるところがあれば、こういうところはいいよということを明らかにすれば、そこに参入してくる民間企業は、みんなビジネスチャンス求めて必死ですから、大いに生じ得るわけです。

それを、今あるところにはなかなか適任がいませんから、というだけで排除していると、いろんな

可能性が閉ざされますから、そこを御検討いただきたいということなんです。

永田審査室長 なかなかないと。

福井専門委員 今あるか、ないかではないですよ。現行法が想定しているわけです。その想定は、立法者の意思としてあるわけですから、その範囲で少なくともここまではいいんではないかとか、あるいは更に言えばもっと広げる余地はないのかという方向で、法解釈の問題として御検討いただくだけでも随分違う方向があり得ると思います。

公平性・中立性というのは、これも何度も繰り返しても今更にかいがないので、くどくは申し上げませんが、この点について法令上の守秘義務なり、みなし公務員のわいろ罪なりをかければ、それでも左右されるということはありませんから、公務員がなぜ秘密を漏らさないかとか、なぜ普通の公務員はわいろもらわないかという、それが犯罪になるからです。みなし公務員だって同じで、民間のKDDやNTTのオペレーターが普通、情報漏らして逮捕されたりする人がいないのも、民間人だけでも法令で行為規制があるからです。だから、そこは御心配には全く及ばない。日本の言わば国家公務員法類似の規定は民間人に対しても十分うまく機能しておりますから、その点は農水省が御心配されるには全く及ばないということをご前提として議論していただきたいんです。

永田審査室長 ただ、私ども日常的に育成者の方、種苗会社の方と接する中で、予想以上に過敏にそういうことに対する心配が非常に強くて。

福井専門委員 商売敵に盗まれるかもしれないというのは、それは気にしますよ。だけど、そうではなくて、少なくとも同業種の競合他者ではなくて、民間人だけでも守秘義務やわいろ罪がかぶっているという人に対して、心を許さないということはありません。

永田審査室長 やはり私たち公務員ということで、非常に依頼者の方から信頼をいただいて、いろんな審査に必要な情報なんかも、かなり。

福井専門委員 公務員だからではないです。皆さんにそういう行為規制がかかっているから信頼しているんですよ。公務員という身分のレッテルを張ったから信頼するという問題ではない。

永田審査室長 現実としては、やはり公務員ということで、種苗管理センターのように。福井専門委員 それはたまたまた公務員が、わいろとか守秘義務とか、公平性・中立性、保持義務がかかっているから、公務員と言えばある意味では法からしてそうだというレッテルを張っても支障がないだけです。必ずしも必要条件ではないですね。その点は余りかきがないので、そういう前提でほかの同種のことについても御検討いただいていますので、要は実態です。秘密を漏らされて困るようなところでなくて知見を備えていて、まさに現行法の15条でも想定しているようなものが、立法意図としても含まれているわけですから、少なくともその範囲で想定できる一種の基準をお示しいただかないとまずい。

今日お持ちいただいた資料は、現行法を否定する議論です。これはあり得ないですよ。法解釈部局としては、現行法が許す範囲では、こういう民間人ならいいんだということが、絶対存在しているはずですから、それを具体的に詰めたいと思います。

これが第一で、第二は、それが果たして今の時代情勢、この法律をつくったころと比べて、本当に変化がないのか。もうちょっとこういう縛りさえかければ、同業他者のような非常にナーバスな人で

はなくてちゃんとやってくれる人があり得るかもしれないというところを御検討いただければと思います。

鈴木主査 更に追加すると、そういう同業他者であっても、これはそういうものに対して厳格な規律を課した上でやるわけですから、それを盗んだところで使えなければ意味がないわけですから、それを検査したばかりに同業他者はもうそれは使えないというオブリゲーションを持つわけですね。

福井専門委員 それをそのまま使って露見させたら愚かですね。

永田審査室長 おっしゃることは非常によく理解できるんですけども。

鈴木主査 それで、今いないということを皆さんおっしゃるのですね。だけど、国が独占してやっておいたら今いないのは当たり前なのですね。だけど、ほかのところはこういう穴開け規定もないわけなので、したがって、完全に国が独占なのだけれども、ここのところは最初から、大学、その他適当なものならいいと書いてあるのだから、そういうふうに穴を開けておけば、そして現実にそのところを出して上げられるという姿勢をきちっと示せば、そういう人が出てくるのです。それが経済というもので、それを期待しているのだから、今、種苗会社しかいませんよ、そういう人は勝手に自分で使いますよという議論をやられるのは、ちょっと荒っぽ過ぎますね。

永田審査室長 出願者の方、育成者の方が非常にセンシティブ、ナーバスになっておられて、実際そういうことになると出願してくれなくなるのではないかという心配があるんです。私ども今、一生懸命やっているお陰で今、出願数も非常に順調に伸びておりまして、世界的に。

福井専門委員 せめて1回特区でやってみましょう。例えば、出願構造改革特区とか。要するに、心配なくちゃんと伸びてくれればいいわけですね。

それから、もう一つ申し上げれば、学校とあるわけですから、農業学校とか、農学部とかで、こういうことをやっておられる研究室なりがあるでしょうから、そういうところにもまさに法令が想定しているとおり、ちゃんと門戸を開放するように運用を改めていただくことが最低限必要だと思います。

永田審査室長 学校も、国立大学では幾つか農学部を持っているところがございますけれども、そういうところも最近、自分たちで品種をつくって出願してくるようになってきているんです。ですから、ある意味では同じようなものについて、民間と同じようなものを出願してきているということです。

福井専門委員 たまたまそういう要素があれば、そこについて公正性をどう確保するかという問題で、のっけからだめだったら、立法者は条文に学校と書きません。そういう問題だと思いますので、具体的に今のような御趣旨を踏まえて、少なくとも現行法解釈を逸脱する立法論は避けていただいて、前向きに御検討いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

それでは、どうもありがとうございました。

では、次のテーマをよろしいですか。やはり7、8分以内をお願いします。

細田農産安全管理課課長 農薬と肥料の登録ということでございます。まず、農薬についての登録の可否については、民間開放できないかという御質問でございますけれども、農薬は。

福井専門委員 何か資料はございますか。

細田農産安全管理課課長 農産安全管理課と下に書いた資料でございます。

福井専門委員 失礼しました。

細田農産安全管理課課長 1つ目の問いですけれども、農薬の登録の可否を民間に開放できないかという御趣旨だと思いますが、1つ目で書きましたように、農薬の登録は一剤ごとに、新しい化学物が出てくるということで、一剤ごとに登録申請時にいろんなことをチェックしていくわけですけれども、大きくは、例えば、1日当たりの許容摂取量、ADIと称していますけれどもそういうもの。あるいは、残留農薬基準というようなものを新たに一剤ごとに設定して、その設定された基準の範囲内で農薬をいかに使用するかと。いかに使用すれば、そういう基準に適合した使い方ができるのかというような、使用方法についてまできちっと登録をします。特にその部分が農水省の登録業務になっているわけですけれども、かつその使用方法についても法律的に遵守を義務づけるという形で、農家の方にまで罰則規定を持って対応しているという厳しい仕組みに今なっておるところでございます。

特にその農薬の使用法の確認の部分なんですけれども、ありていに言えば化学的な知見で簡単にイエス・ノーと言うんではなくて、いろんな農業の実態とか、安全の問題を含めて、総合的に政策判断をさせていただいているということで、3点ばかり多少実例めいた話が御説明したいと思っています。

1つ目が、先ほど申しました1日当たりの摂取許容量、ADIと言っておりますけれども、ある種の農薬を毎日食べても健康上大丈夫だろうというような水準を決めるわけですけれども、その決めること自身は、食品安全委員会の方で現在決める仕組みになっておるんですけれども、でもそういう範囲の中で農薬をどう使っていくかということ、登録させていただくわけですけれども、ある場合そのADIを超えるような場合がどうしても出てくるわけですけれども、そのときに超えれば即だめですよという対応も当然機械論的にはあるんですけれども、やはりその農薬がある種の作物にとって非常に重要であるという判断があれば、その登録の範囲を多少変更させても登録をします。その変更というのは、勿論ADIの基準の中に整合するような変更をさせるわけです。例えば、簡単に言うと、その農薬について適用作物ということで、10個の作物に適用できますという当初の申請であったものを、例えば、7つの作物に縮小して登録をさせるということでADIを担保するということが実例的には出てまいります。その辺の判断をかなり総合的にやらせていただいているのが1つ目です。

2つ目が、農薬残留基準という形で、食べるときにどれだけ農薬が残っているのかというのが、1つの大きな指標になるんですけれども、これ自身は厚生労働省の方で決めるんですけれども、これについても残留基準をある場合超過するということが出てくるんですけれども、そのときでも単に却下するのではなくて、やはりその農薬がある特定の病害虫に対して非常に効果があって、農業政策上非

常に必要であるという判断があれば、その農薬の使い方を相談、あるいは検討することによって、例えば、収穫の1週間前にまくという形で申請されてきたとすると、それを10日前にすれば残留基準値をクリアできるという場合が想定されれば、そういうことを相談の上、再度データを提出させて、それで新たな農薬の登録を図っていくということで、かなり政策的にも議論をしながら詰めていくケースがございます。

3つ目は、新しいものが出てくる世界ですので、なかなか科学的にすべてにおいて知見があるというわけではないという前提の中で、多少予防原則の観点から、いろいろ検討を行う必要があるという事例も多々出てまいります。ちょっと括弧内で書きましたけれども、水質汚濁性ということで、特に水田なんか水を介してになりますけれども、そういう世界、まだまだ基準値のないような農薬もかなり出てくるんですけれども、その辺のところ、基準値がないから即OKという形にもできない、科学的知見の積み重ね、あるいは現場の状況を見て、予防原則的に追加資料を出させて、検討を更に行うということも現実問題あるという形で、3点ぐらい実際のいろんな総合的・政策的判断を下に登録業務を行っているということを御理解いただくために、御説明しております。

かつそれぞれ切り離して、ぼつぼつとまた分割してできるものではなくて、いろんなこういう観点を含めて総合的に登録業務というのはやっていく必要があるということでも、なかなか切り離して何かを民間に委託するというのは難しいのではないかとこのように考えております。

それが1つ目でございます。

なお、肥料の御質問はなかったんですが、肥料の方も同じようにこういうことが考えられております。また、必要があれば御説明いたします。

福井専門委員 農薬と肥料をまとめてお答えいただいているという理解でよろしいですか。

細田農産安全管理課長 次の問いが、農薬と肥料の重ね技になっているので、併せてということにさせていただきます。

福井専門委員 わかりました。

細田農産安全管理課長 次の問いが、農薬と肥料の両方について、登録立入検査、行政処分を一体で行う必要があると私ども申し上げているんですけれども、そうであるかということをお聞きされているんだと思いますけれども、やはりこの3つの業務、基本的にかなり連携を密にして一体的にやっていく必要があるというふうに認識をしております、その説明なんです、まず農薬について説明をしております。

1つ目のところで、登録業務なんですけれども、やはり登録業務というのは、非常にいろんな形で、いろんな観点の情報が集積されるという意味では、いろんな情報が生にきちっと伝わるという意味において、非常に有用な、有益な、あるいはいろんな業務の出発点になる行為だと思っています。それは組織全体としての、あるいは担当者、それぞれとしてもいろんなノウハウの蓄積を含めて、基本的に登録、入口業務というのは、いろんなこと的前提になっているんだということが、1つにあるわけです。

2つ目が立入り、あるいは行政処分なんですけれども、これも実際現場に入るという意味で、特に農薬のような製造過程が非常に新しいものをつくっていくということですので、いろんな観点から現

場チェックをしていくということで、書類情報に加えて現場情報がこういう形で入ってくるという形で、1番、2番を併せて総合的な知見というふうに考えております。

3番目、ちょっと話は飛ぶんですけれども、そういうような知見を下に、我々も実態対応した大きな事例が近々あったので、若干の御紹介ですけれども、平成14年に実は無登録農薬の問題がありまして、BSEの発生があった直後なんですけれども、農薬の世界でも無登録農薬が輸入されたりして、山形の方で自殺者が出たりということで、全国四十数件にわたって、かなり大きな形での無登録農薬の問題が発生したんですけれども、そのときも100件以上立入検査を頻繁に行って、かつ輸入されたものも非常にあったわけですし、諸外国のいろんな情報とか、あるいは登録情報を合わせ持っていたという実績の中で即座の対応ができ、いろんな刑事告発も含めた、その当時の社会問題にまでなったことについて対応して、法律改正までつなげたというような、多少実績的なことも御理解いただきたいと思っています。

そんなことで、とりあえず登録、立入、行政処分、一貫したことをやらせていただいているお陰で、信頼性・安定性、あるいは迅速・効率性という形のことを担保して、国民あるいは消費者のニーズに即しているのではないかと考えています。

5番以下では、更にとということで、そういう形で情報、ノウハウの蓄積をしていますので、3点書いていますが、いろんな農薬の合成方法を勘案した安全性の確認とか、立入検査等々のいろんな適切な場所、時期の選定、あるいはワンストップ的に一元的な対応をユーザーに対してもできるのではないかとということで対応しているということ。

次のページですけれども、やはりそういう一元的管理の下で、いろんな既得情報の管理も信頼を持ってやらせていただいているということで、トータル見てやはり登録、立入、行政処分を一貫した業務で、ある種の二度手間を省いて、濃密な仕事をやらせていただいているということを御理解いただきたいと考えています。そこまでが農薬でございます。後段、肥料でございますけれども、基本的には同じような論理構成でございます。入口で若干違うのは、肥料の方は、先般も御説明したんですけれども、新しい物質というのではなくて、むしろ多種多様な物質から成る混合物であって、非常に扱いが難しいものになっております。

そういうものの実態をいかに把握して検討していくかというのが、基本的な入口になります。そういう意味でも、やはり登録情報に加えて、現場での立入検査等々の現場実態をいかに把握するかということで、登録情報プラス立入の現場情報を総合的に把握することが、信頼性・安定性・効率性のいろんな場面での前提になるというふうに考えておるものでございます。

4番以下、更にでまた書いておりますように、これは農薬でも御説明したとおり、そういう合わせ持った全体情報の下で、いろいろ適切にやらせていただいているということで、これはダブリになりますので省略をいたしますけれども、農薬も肥料もそういうことで、とにかく総合的に全体の情報、ノウハウを一元化してやっていくということで、安定性・信頼性・迅速性・効率性あるいは食の安全を最終的にはそういう形で確保するというのでやらせていただいていると御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

福井専門委員 ありがとうございます。それでは、質疑とさせていただきます。

では、若干の御質問ですが、さっき3つの例を上げられました、①、②、③ですが、これが、例えば、1日当たり許容摂取量を超過する場合、一部登録作物に対する適用削除ということですが、これがどうして科学的知見に基づく判断ではないのでしょうか。許容摂取量というのは、医学、生理学的あるいは薬学的な問題ではないですか。

細田農産安全管理課長 そうなんです。人間が。

福井専門委員 これは、総合的政策判断が必要になる例としてこの3つを出しになっているつもりでしょう。

細田農産安全管理課長 そうです。

福井専門委員 どうしてこれが政策判断なのでしょう。

細田農産安全管理課長 ADIというのが決められるので、申請者の申請どおりやるとこういう場合は却下ですね。登録できないということになります。

福井専門委員 医学上、ないしは薬学上の配慮に基づいてでしょう。それは政策判断ではないですね。

細田農産安全管理課長 そこはですね。だから、そこで政策判断として、ただしこの農薬はやはり必要であるという判断をしたときに、いかにADIをクリアーするかと、こうすればクリアーできるのではないかと。あるいは、この作物は政策判断上優劣を付けて、この作物には適用してもらいたいと。適用する必要があるのではないかとということ、中身として議論していく必要が出てくるわけです。

どういうものに効く農薬を出すべきかという指針なり、あるいは命令なりをした上で申請を出させるんですか。

細田農産安全管理課長 いや、そんなことはないですけども。

福井専門委員 だったら、政策判断してないではないですか。民間企業、農薬会社は、自らのビジネスの必要に基づいて登録を申請してくるわけでしょう。

細田農産安全管理課長 そうです。

福井専門委員 それは政策判断ではないですね。

細田農産安全管理課長 だから、そこまではそれでいいんです。申請されて、例えば、農薬の場合、自分の作物にある農薬が適応できずと言って申請されてくるんです。例えば、10個の作物に適用すると、申請どおり使うとADIを超えてしまうということになるんです。そうすると、そこで本来ならば、それは登録できませんと言ってお返しすることが筋論なんです。

福井専門委員 それがおかしいのではないですか。要するに、超えるから幾つ減らせば、ないしはどれとどれを減らす組み合わせを選べば通りますということ、言うべきでしょう。それは、政策判断などと全く関係なく、言わば登録庁にとっての行政上の義務です。そういう情報も与えないで、ひたすらゼロか100かで通すか落とすかだけだという運用をするのが法令の建前だと理解されているのだったら、それこそ大間違いだと思います。

要するに、私が申し上げたいのは、それは政策判断ではございませんということです。それは科学

的知見として、どれだけの範囲であれば通りますということを正確に教えてあげれば、後は本人がそれを差し替えて出すか、あるいはもうやめておくかを決めればいいことであって、科学的知見だけが関係する話になりますね、という確認です。

細田農産安全管理課長 そこで、例えば、自分の作物で申請されたときに、やはり作物の生産のいろんな状況から、こういう作物を中心にして登録されることが、例えば、農業政策上、推進上、必要であるという判断をすれば、そういうことのサジェスションをしながら、協議しながら。

福井専門委員 作物の優劣を付ける行政指導をするということですか。

細田農産安全管理課長 そういう場合もあるということです。

福井専門委員 それを具体的に教えていただけますか。どういう例か。後ほどで結構ですから。

細田農産安全管理課長 はい。

福井専門委員 要するに、例えば、キャベツとハクサイについて、この登録の担当官が、どっちが重要だからこっちには使うなどと言って、本当にそういう行政指導をされているわけですね。

細田農産安全管理課長 相談ですね。協議としてそういう協議をして。

福井専門委員 では、どれを削るかというとき、作物を1つ削るというときに、どの作物を削らなければいけないかまで特定しないと登録できないんですか。

細田農産安全管理課長 そんなことはないですけども、勿論、最終的には申請者の判断が。

福井専門委員 これは、要するに、薬害のチェックでしょう。薬害のチェックであって、キャベツとハクサイのどっちが有益かということを決めるのではないでしょう。

細田農産安全管理課長 いや、健康被害です。

福井専門委員 同じことです。私が申し上げているのは、そういう意味で申し上げているんですが、要するに、健康被害なり薬害のチェックをするときに、キャベツとハクサイの優劣を審査事項に入れるということが、法令解釈上、行政裁量の許容範囲だと本気で思われますか。そんなことを審査していいと思いますか。行政法の基本理論に反することですよ。

細田農産安全管理課長 生産振興の立場があって、あるいは病害虫の発生状況が現にあって、植物貿易上とか、そういう観点から、この農薬は、こういう作物の、こういう病害虫に対応したものを普及させる必要があるかどうかというような判断はあってしかるべきだと思います。

福井専門委員 条文の根拠を教えてください。何条のどの要件ですか。

細田農産安全管理課長 それはないです。

福井専門委員 農薬の健康被害に関するチェックというのはわかります。だけど、今、初めて聞きましたが、この農薬をキャベツに使うべきか、ハクサイに使うべきかということをチェックする建前に、本当になっているんだったら、その条文の根拠を教えてください。

細田農産安全管理課長 条文上は、あくまでも健康とか安全とか。

福井専門委員 だったら、そういう審査をしていることについて、仮に拒否された人が取消訴訟を起こしたら違法になって取り消されるんです。それが行政訴訟の原則です。失礼ですが、法律職の方ではないんですか。

細田農産安全管理課長 職的には違います。技官です。

福井専門委員 法律職の方はいらっしゃいますか。余りにも当然なので議論するまでもないんですが、他事考慮で処分したら取り消されて違法です。だから、まさかそんな運用をされているとしたら、直ちに改められた方がいい。それはとりあえずさて置いて、この2にしても、3にしてもいずれも、例えば、②についてもそうなんですが、使用回数の制限とか希釈倍率とか、これは一体どこが科学的知見と違うんでしょうか。

それから、よくわかりませんが、科学的根拠が明確でなくても水質汚濁性の疑いとあります。水質汚濁がどうかというのは、これはまさに環境問題、健康問題であって、まさに疫学的か、医学的か、薬学的かはともかくとして、科学的知見ですね。科学的知見を離れた政策判断が、この①、②、③のどこに一部でも混っているんでしょうか。全く例になってないと断ぜざるを得ないんですが。ご主張は、1つもかすりもしてないですね。

細田農産安全管理課長 繰り返しになるんですけども、登録手続的には、何かが超過すればそれでイエス・ノーの判断をすれば、それはそれでいいのかもしれませんが。福井専門委員 イエス・ノーじゃなくて、それは教えてあげればいいんじゃないですか。あとこれだけ落とせばいいよとか、あと何種類除けばいいよと。それだけのことであって、以上でも以下でもないというのがこの業務だと思います。法令上の建前は。

細田農産安全管理課長 そのときに、いろんな相談に乗ったり指示を出したりするときに。

福井専門委員 薬害を発生しないレベルにするには、どういうレベルになるのかという、科学的判断を相談の結果教えてあげればいい。だけど、キャベツとハクサイの優劣を指導するなんていうのは、冗談じゃない。端的に違法です。

細田農産安全管理課長 それは、だって植物防疫法上の観点も出てきますね。

福井専門委員 条文を教えてください。一体どの条文の何項に書いてあるんですか。それも御存じなくて、よくそんなことをおっしゃいますね。

細田農産安全管理課長 条文にはないこととして。

福井専門委員 条文にないことはやってはいけないんですよ。法律による行政の原理は御存じですか。

細田農産安全管理課長 だから、指導という言葉を使っているんですけどもね。

福井専門委員 指導してはいけないんですよ。要するに、法令に関する運用に関しては、法令が意図しないことをやったら違法だということも御存じなくて運用の統括をしておられるんだったら、それは大変なことですよ。

細田農産安全管理課長 それで、協議という言葉を使っているんですけどもね。

鈴木主査 要するに、なるべく農薬として認めてあげるために、手取り足取り教えてあげているということが言いたいのでしょうか。

細田農産安全管理課長 そう言われと、ちょっと憂いがあるんですけどもね。

鈴木主査 そういうことでやっておるから。したがって、そここのところの問題を、あなた方は政策判断とおっしゃっておられる。それに対して、このときは必要だから、このときはどうこうという行政上の議論があつてと言っているけれども、それだったなるべく認められるように、使ってやれるよ

うにという方針を受託者に対して伝えてあげればよいだけの話ではないですか。

細田農産安全管理課長 そう機械的に割り切れるものではないんですけども。

鈴木主査 いろいろこねくり回すのは、それは民間人にはわからないという議論だったら、こねくり回し方はこういうふうだと言って、それを契約の受託者に教えてやればよいことではないですか。

福井専門委員 それから、いただいた資料を拝見しましても、研修内容とか研修カリキュラムとか公費とか、この中に科学的知見以外の研修内容は一つも発見できないんですけども、具体的にもしあれなら教えていただけますか。

細田農産安全管理課長 科学的以外ですか。

福井専門委員 おっしゃるように総合的政策判断に関する研修内容が1つもないじゃないですか。これは全部科学的知見だとお見受けするんですが。

細田農産安全管理課長 法律議論なんかもしたりしていますけれども。

福井専門委員 どこにあるんですか。

細田農産安全管理課長 最初の辺りですね。新人研修の最初の辺りは、全体像の話をしております。

福井専門委員 法令の概要を説明するというのと、政策判断とは関係ないじゃないですか。政策判断について、どうやって教えているんですか。

細田農産安全管理課長 これは、研修以外にも、人事交流も含めて、例えば、横に座って彼は、今、農薬検査場からこっちに来てもらっているんですけども、そういうことでの交流なんかでもしてもらっているんです。

福井専門委員 これではわかりませんので、後ほどで結構ですが、総合的政策判断を具体的にどういうふうに教えているのかというテキストなり講義内容の概要を教えてくださいませんか。

併せて、それが実際の登録事務にこのように生かされているということの具体的な生かし方についても、御教示いただきたいんですが。

第2の論点ですが、登録、検査、処分を一体で行う必要ということですが、これは一体であれば民間でやってもいいわけですね。ばらけることが問題なのであって、主体が公務員かどうかという問題ではなくて、一緒くたであれば民間でやってもいいということですか。

細田農産安全管理課長 一緒くたで、かつ安定性と信頼性という意味で今、公務員がやらせてもらっているんだと思っています。

福井専門委員 そうであれば、その根拠の問題がなくなれば、すなわち公務員であることの必然性としてお挙げになるような、安定性なり中立性ということが問題なくなれば、まとめてであれば民間に出せるという御主張だと理解していいですね。

細田農産安全管理課長 そういうまとめて公務員がやらせてもらっていることが、全体に信頼とかそういう形につながっているんだというふうに考えています。

福井専門委員 また繰り返しになるので、安定性・信頼性のところについては、もう論拠はないということは、既に前回明らかになっています。新たな反論なり御主張が全然出てきておりませんので、そこは私どもとしては全く理解できないと申し上げるしかないんですが、一体的なということの固有の必要性の論拠について少しお聞きします。ここに書いておられることは、さまざまな情報が集まる

から、例えば、登録のときに情報が集まっているから検査がやりやすいという意味合いですね。これは、どういう場合を想定しているんでしょうか。具体例がないので、理解し難いんですが、登録というのは、例えば、先ほどおっしゃったように、どれぐらいの使用頻度とか、どの作物に何種類使ったら危ないということを判断して登録するかしないか決められるわけですね。立入検査が必要になるというときには、例えば、どういう場合が想定されるわけですか。

細田農産安全管理課長 例えば、登録と立入が一体的なので。

福井専門委員 一体的じゃなくてもいいんですが、立入の典型的な場合というのは、どういう場合でしょうか。

細田農産安全管理課長 例えば、先般来問題になったダイオキシンが農薬の生成過程で生ずる場合があるんです。そういうのも、分析的に把握できない形があって、それは製造過程を熟知している者、あるいはその当該工場の製造過程の知識を基にして、そういうある種の疑いを持ったときに、例えば、立入をしてみるとか。あるいは、そういう情報の基に登録情報の審議を確認してみるとか。例えば、そんな。

福井専門委員 例えば、工場の煙がダイオキシンを含んでいそうだということが、何らかの通告、通報なりによってわかったとして、それで検査する必要性が生じたと言って行かれるわけですね。それで、製造過程でダイオキシンが出ているかどうかをチェックされるわけでしょう。ダイオキシンは、当初の登録のときには当然想定されてないわけですね。燃やしてダイオキシンが出るものを製造してもらっては困るという前提なんでしょう。

細田農産安全管理課長 燃やすというか、製造過程ですね。

福井専門委員 そうすると、ダイオキシンが出たというのは、登録のときには言わば想定してない事情が起こったわけですね。

だとすれば、ダイオキシンが出ているのかどうか、製造過程と因果関係を持って出ているのかどうかということが、立入検査の究極の目的でしょう。それは、登録と何の関係があるんですか。こうやって整理しただけでも、全く無関係だということが、明快になったんじゃないですか。

細田農産安全管理課長 いや、ダイオキシンが入っているとだめなんです。だから、当該登録については、申請情報以上のことを確認して、例えば、それは登録できないという判断が出てくるんです。

福井専門委員 ダイオキシンが出るかどうかということをチェックすることと、当初の登録で、もともとその農薬で想定して効能の面から見て健康被害等が起こり得るかどうかということとは、何の関係もないではないですか。

細田農産安全管理課長 農薬にダイオキシンが入っているとだめなんです。

福井専門委員 関係ないと申し上げているんです。だって、ダイオキシンが出ているから検査するわけでしょう。今の例で言うと。だから、ダイオキシンをチェックすればいいわけであって、もともとよければ合法になされたらと認識おられる、当初の登録内容をダイオキシンが出るかどうかのときに生かすとか、情報を共有することの意味は全くないのではないですかということをおっしゃっているんです。

細田農産安全管理課長 ただ、いろんな農薬の製造過程を熟知していることにおいて、その申請情

報を確認した段階で、そういう可能性を。

福井専門委員 登録のときにダイオキシンのことをチェックするのではないんでしょう。さっきからまさにそうおっしゃっているように。

細田農産安全管理課長 申請者が申請どおり問題なければそれでいいんですよ。例えば、今、言ったのは、審議の判断の部分で、そういうこともあるということを言っているんです。だから、登録の中身とダイオキシンと関係ないんだったら、登録のことを知っているからと言ってダイオキシンの立入検査でより有効だということには、全然ならないじゃないですか。

だから、こういう誠に無理のある関係のないものを、さも関係があるかのごとく御主張されのは、ちょっと理解に苦しまますが。

小倉課長補佐 今のダイオキシンのケースでございますが、基本的に先生おっしゃられるように、環境中に出すということは非常に問題があるということでございます。ですので、基本的に登録の段階で入っているものは、基本的にはまだ登録しないという政策的な判断があると考えております。

ただ、過去にはダイオキシンが入っているような農薬が確かに存在したということも現実として事実でございます。ですので、そういうところの登録情報としていろいろな、こういうような条件だが入っている可能性があるだろうというようなノウハウは、検査の段階で取っているわけです。

そうすると、新しいものが来たときに、前の。

福井専門委員 そうすると、登録内容いかんによっては製造過程でダイオキシンが発生する可能性が高い、低いということはわかるという意味ですか。

小倉課長補佐 ある程度判断していくと。

福井専門委員 その限りではわかりますね。

小倉課長補佐 そうすると、本当に入っていますかねということで、当然メーカーの方にはもう一度一段低い確認試験をさせるというような形につながってまいります。

福井専門委員 だけど、実際に立入検査が必要になるということは、その段階はすり抜けて、OKだということになって、だけどやはりダイオキシンが出ているようだということですね。

小倉課長補佐 それも考えられます。

福井専門委員 そういうときに、仮におっしゃるようなことがあるにしても、ではそこでつくられているはずの登録された肥料で、ダイオキシン発生可能性が高いものはどれかということは、事実としてデータベースを見ればだれでも発見できますね。それで、立ち入りをして、本当にダイオキシンが出ているのかどうかという、農薬の成分というよりは製造過程におけるダイオキシンの発生という一点にのみ絞った検査をされて、事実を確認すればいいだけです。

だとすれば、仮にそうであるとしても、登録時点におけるダイオキシン発生の蓋然性についてだけ、だれかが印を付けられれば、印を付けた人でないとダイオキシンの発生がチェックできないということにはならない。

その主張には無理がありますね。一体でなければならぬという理屈をおっしゃるが、今お聞きした限りでは全くそうではないことが判明したとしか申し上げようがない。

肥料の件も、全く論理としては同じですので、これは幾ら何でも無理があることを繰り返しておし

やられていると思いますので、再度御検討いただけませんか。それから、併せて前回議事録を確認していましたがあったんですが、農薬の品質保持期間が3年という議論がございましたね。要するに、3年前のものを今の時点で、今の目で見えてどうなのかという問題です。要するに、同じように出してきたらチェックするかどうかということについて、これは資料とか御回答はいただいていたか。

細田農産安全管理課長 前回に出させてもらっています。

福井専門委員 文書でいただいた回答の中にですか。

細田農産安全管理課長 そうです。その回答です。

先ほど研修のことをごらんになったので、その始めの方です。

事務局 41 ページです。

細田農産安全管理課長 3年間でということ、そこに一応項目追加をしてきた年次を、こういう形で歴史的にはやってきているということ、ここで言っております。そういう意味で、3年程度でいろいろチェックしていくことで、こういうことが追加的に発生しているということです。

福井専門委員 これは結局その昭和47年、60年、平成12年のこのそれぞれの間には項目追加はないということですね。

細田農産安全管理課長 一応、その間をまとめた形で。

福井専門委員 そうすると、十数年に1回ぐらい項目追加があるという意図ですね。

細田農産安全管理課長 十数年の場合と、多少もうちょっと短い場合とか含めてですけども。

福井専門委員 最初の間隔は13年で、その後は。

細田農産安全管理課長 43年に始まっておりますので、最初は短かったんですけども、これぐらいのタームでまとめてやっていることもあるんですけども。

福井専門委員 そうすると、この間について言えば、この間でおさまっていれば、3年間で別に新しい項目はないということですね。

細田農産安全管理課長 そういうことも言えると思いますけれども、多少そういうのを集約して、こういう形で改正させてもらっているんで、原則の今の3年程度が妥当だというふうには考えております。

福井専門委員 これも前、議論させていただいたんですが、品質保証期間が3年だから登録の予後期間が3年だということには、やはりこのデータを見る限りではなりにくいのではないですか。

細田農産安全管理課長 再登録の話ですね。

小倉課長補佐 農薬は有効期間は、原則的に大体3年ぐらいメーカーでつくられております。ただ。

福井専門委員 登録の3年というのは、それと合わせておられるということではなかったですか。

小倉課長補佐 そういうことではありません。

福井専門委員 登録がなぜ3年かということで、品質の保持期間と対応しているという議論をなさっておられませんでしたか。

前回の横田農薬対策室長が、今の農薬というのは基本的には有効期間が3年間で、3年間経ちますと効果が多少落ちてしまうと発言されているのですが。

細田農産安全管理課長 そういうことも含めて、最初の議論はあれですけども。

福井専門委員 あのときの論点は、要するに、品質保証期間が3年だということと、再登録の場合に3年間にとかくやってやらなければいけないということが、1対1では対応しないのではないですか、というのが論点だったと思います。それで、こういう資料をいただいたと思うんですが、これを拝見すると、なおさら滅多に項目追加がないのであれば、再登録の3年と品質保証期間が必ずしも対応していることにはならないのではないのでしょうか。

細田農産安全管理課長 そこは、必ず対しているというのは、話がちょっと極端な議論になったのかもしれませんが、3年というのこういう項目追加が出てくるので3年でやらせてもらっています。

福井専門委員 要するに、3年前の科学物質に対する知見よりももっと、今だったら有益な知見があるからしれないから3年でチェックするんだ。たしかこういう趣旨のことを御説明されたと思いますが。

細田農産安全管理課長 有益というか、新しい観点も含めて、チェック項目も増えてくるんだという新しい観点です。

福井専門委員 だとすると、3年も経てば新しいチェック項目が科学的知見の進歩によって増えているから、やはり3年で必要なんだということですが、この間隔を見ると、3年どころか十数年ぐらい経っても項目追加がないわけですから、とすると3年でやるということ自体の合理性がやはり疑わしいということになります。

項目追加があったときに、新しい知見を確認する。もう一つは、品質保持期間は保持期間として、これは捨てさせればいわけですから、再登録ではなくて廃棄なり処分を確認すればいい話ですね。とすれば、再登録が3年間というのは、いかにも過剰な規制だということになる。

細田農産安全管理課長 もう少し細々やったらいいのかもしれませんが。

福井専門委員 細々ではなくて、もっと大ざっぱにやった方がいいということです。

細田農産安全管理課長 いや、3年という意味では、こういう項目改正をもうちょっと細々やった方がいいのかもしれませんが。

福井専門委員 やる必要がないのに無理にやる必要はない。

細田農産安全管理課長 そうですね。だから、一応3年ぐらいではそういう知見の重なりの中でいろいろ検討して、ある種まとめた形でやらせてもらっています。

福井専門委員 これは3年ごとでなくても、はるかに間が開いているじゃないですか。だって、昭和60年から平成12年だと、十五年ぐらいあるんじゃないですか。だとすれば、この3年の再登録の意味というの、改めて見直すことを御検討いただいた方がいい分野ですね。

これも併せて御検討いただくということをお願いします。

鈴木主査 私は、農薬、なかんずく肥料、なぜ登録制をいつまでも続けなければいけないのかという疑問さえあるのですけれども、それはそれとして今ここでやっているのは、そういう事務・事業を国がやらなければいけないのかということですから、その前段のところは言いませんが、そのところを今日は議論しましょう。要するに、まとめてやらなければいけないとか、政策的判断も、聞いて

おってもさっぱり私も理解できません。ですから私どもに対してどうしても国でとおっしゃるなら、もっと説得的な理由を提出していただきたいということを強くお願いしておいて、これは民間に出していただくという結論に至らざるを得ませんから、そこら辺十分に御検討、御研究いただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

細田農産安全管理課長 肥料の場合もそうなんですけれども、今回のいろんな食の問題の見直しの中で、むしろ規制強化をしなさいという形で法律改正までしてやってきているという経緯も御理解をいただきたいと思えます。

福井専門委員 全然関係ないじゃないですか。規制強化というのは、まさに公務員がやるか民間やるかで、公務員がやる方が規制が強いなんていうばかなことはあり得ないわけです。規制をちゃんとやるということと、それをだれがやるかとは何の関係もない独立の問題ですから、そういう話のすり替えはおやめいただきたいと思えます。

細田農産安全管理課長 最初に登録問題も含めてとおっしゃったので、あえて言わせていただいたんですが。

福井専門委員 だから、登録制自体がちゃんと担保できているのであればいいけれども、その担保措置自体が疑われているのであれば、それはそれで独立して議論すべきことですね。

細田農産安全管理課長 それは論理としては結構ですけども、その中で公務員がやっていることの信頼性みたいなことを繰り返し申し上げていると。

福井専門委員 そこは全く論拠になっていないということが、今日の成果であったと言わざるを得ない。

もう一つだけ、品種登録に戻りますが、さっきの現行法の解釈に関わるんですが、今の学校は、さっきも申し上げましたように、国公・私立学校を問いません。素直な解釈論をやれば。ということは、私立学校の研究者なり教員には守秘義務も中立性保持義務も一切法令上かかってないはずですので、既に現行法がそういう守秘義務等の一切ない人に対して一定の調査なりをやらせることを想定していると解釈せざるを得ないのです。

この事実も極めて重大な事実として受け止めて、先ほどのお願いを整理していただければということも補足させていただきます。

永田審査室長 現実には、そういう能力のある方もほとんどおられないし、出しているということも現実にはありません。

福井専門委員 現実のことは別問題です。こういう問題を考えるときには、さっきから主査が繰り返し申し上げておりますように、必ずしも参考になりません。

鈴木主査 結構です。逆にさっきおっしゃったけれども、あなたの方はそう固く信じておられるから、何回も言いませんと言ったけれども、農業に対しての心配が非常に多いということをおっしゃるのであるならば、それはなぜだということをもう少し説明しなければいけない。

国でやっているから心配という要素もないわけではないですから、そこら辺を考えたらもっときちったことがやられておるのか、さっき政策判断ではなるべく農業として認められるように、広い都市で認められるように、いろいろ手取り足取り教えておるということをおっしゃり、それが政策判

断とおっしゃったけれども、そういう点もあるのではないかという疑問すら私に抱かせておりますからね。それを申し上げておきます。違いますとどうで言うのだから、言いたいなら言ってもいいけれども、それ以上のことはやめておきましょう。

どうぞ。違うなら違う一言だけ言って帰りたければ。

細田農産安全管理課長 農薬検査場というところで、片手間ではなくて、必死になって。鈴木主査 こちらも委託する先は片手間ではないところを考えております。

細田農産安全管理課長 その辺がなかなか、今まさにそれに生涯かけてやっている連中が、安全をキープしていると、今の仕組みでかなり実績的にも対応してきているということも御理解をいただきたいと思っております。

鈴木主査 片手間とおっしゃるけれども、種苗管理センターは67名おるのでしょうか。

細田農産安全管理課長 農薬検査場ですよ、それは品種の方です。

鈴木主査 ごめんなさい。

細田農産安全管理課長 70名ぐらいです。

鈴木主査 70名ぐらいで、予算額7億円、大体70名で7億円程度というのは、これは人件費だけ、あるいは普通の管理費だけであって、余り検査費が入る余地もないという感じがするのですがね。

福井専門委員 その試験の高度性なり専門性なりということの御説明がなかったと思うんですけども、前回は議論がありましたが、何で直営でまさにそれを命をかけてやってもらわないといけなほどの専門性がある試験をやっておられるのか、というところがよくわからなかった。これも次回に詳しく教えていただきたいと思います。

細田農産安全管理課長 単発の試験というよりは、やはり総合的にいろいろな学問でそれをどうチェックするかだとは思っているんですけども。

福井専門委員 はっきり言ってマニュアル化されているものばかりですね。試薬の色がどうなったらか、あるいは数値が幾つを示したらということばかりですね。

細田農産安全管理課長 それがほとんどだと思いますけれども、例えば、ダイオキシンが出てきたときは、ダイオキシンの分析というのはなかなかその当時できなかったんですけども、そういうものにトライアルしてやれるように。

福井専門委員 今は確立されています。

細田農産安全管理課長 今はですね。そのときはです。

福井専門委員 そのときに、検査所の方が民間研究者よりも、よりダイオキシンの測定技術を持っておられたかということ、そういうことは言えないですね。この試験内容が、本当にこれをまさに生涯かけて、命かけて、副業でなくてやる人でないと、しかも身分が公務員である人でないとできないということの実態が本当にあるのであれば、それも次回教えていただけますか。

それでは、どうもありがとうございました。